

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	令和4年11月30日(水) 午後2時00分から3時30分
場 所	埼玉会館6階6B会議室
出席者数	13名
出席委員	堀田会長、会沢委員、阿久戸委員、森田委員、浅井委員、青砥委員、志村委員、高沢委員、根岸委員、深野委員、山崎委員、金子委員、高橋委員
欠席委員	小林委員
議事	1 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について 2 青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

同規則第10条第2項により、会沢委員、高橋委員を指名した。

3 議事要旨

(1) 議事1 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について（報告）

事務局から資料1-1、1-2により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(浅井委員)

資料1-2の6、いじめ問題対策会議について、この会議はどういう方がメンバーになっているのか。

資料1-2の27、「児童の性的被害を防止するための広報、啓発活動に取り組みます。」とあるが、埼玉県議会でも11月15日に第1回性暴力性犯罪根絶プロジェクトチームというのを立ち上げて取り組み始めたところなので、一丸となって取り組んでいきたい。

(青少年課長)

浅井委員からの御質問についてお答えさせていただく。

まず、いじめ問題対策会議は、いじめの撲滅に向けて関係機関で連携して対策するために設置している。

副知事をトップとして、都市教育長協議会の会長、町村教育長会の会長、私立中学高等学校協会の会長、高等学校長会の会長、法務局、それから庁内の関係部局として、総務部、教育局などの部長で構成している。

本体の会議は年1回開催だが、いじめの背景が複雑になっていることから、関係する部局で意見交換をしながら、撲滅に向けて取り組むため、対策会議の下に幹事会を置いて情報共有をしているところである。

性被害撲滅の関係については、県議会でもそのような動きがあると承知しているので、その動きを見ながら、我々の方もぜひ対応していきたいと思っている。

(浅井委員)

副知事をトップとして法務局も入っており、かなり力を入れている様子が見えるが、いじめがなぜ起こるのか、学校現場の声がストレートに届いているか心配な部分がある。

各学校で取り組む必要があることもあると思う。「いじめのない学校づくり」に取り組んでいるという県内の小学校もあるので、そういう生の声を聞いてきてぜひ参考にしていただきたい。日本教育新聞にも掲載されている。参考意見として述べさせていただく。

(堀田会長)

いじめ問題関連でも、そのほかに関してでも、さらに御質問があれば御発言いただきたい。

(森田委員)

いじめ問題対策会議は、いじめ防止対策推進法の第14条の組織だと思う。組織がいくつかあり、学校単位でも第22条に基づく組織があり、かなり重層的になっているので、活用・連携するのは重要だと思う。それぞれの組織の役割があると思う。

それから、いじめゼロについてだが、10月になると「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が発表される。その結果によると、明らかに認知件数が増えており、研究者によってはゼロは逆に怪しいという見解があるので、そこは慎重な数字の検証が必要だと思う。

(堀田会長)

各学校ともいじめについてかなり苦労しているいろいろと取り組まれていると思う。本件でも、他のことでも、何か御意見はあるか。

(金子委員)

資料1-2の8~10、若者支援協議会の「情報を一元化して提供する」ということについて質問させていただく。

若者支援ではいろいろな課にまたがったの支援が必要となる。18歳年齢よりも下であれば要保護児童対策地域協議会の中で個人情報の共有ができると思うが、18歳を超えた若者の情報の一元化にどう対策し、一元化をどの課で対応しているのか教えていただきたい。

次に、令和3年度から若者支援コーディネーターを設置したとのことだが、現段階での感触、活動実績について教えていただきたい。

(青少年課長)

若者支援協議会の情報の一元化については、金子委員のお話のとおり、課題の複雑化により関係する部局は複数に跨っている。そこで、分野を超えた連携を図るため、子供・若者育成支援推進法に基づき、自治体に子ども・若者育成支援地域協議会(子若協議会)を設置することが努力義務となっている。そこで本県が設置したのが埼玉県若者支援協議会である。

この協議会は当課が所掌しており、各構成機関から例えば研修会やイベント情報などを寄せてもらい、協議会のホームページで紹介するなどしている。

要保護児童対策地域協議会は個人情報保護されるが、子若協議会についても法律上の秘密保持義務が課されている。現在までの運用の中では、個人情報まで踏み込んだケースはない。

次に、若者支援コーディネーターの状況については、大きな役割として研修会の開催がある。若者支援に携わる公的機関、NPOなどの民間団体、学校現場のスクールソーシャルワーカーやカウンセラーといった支援者が一堂に会して、スキルアップや顔が見える関係づくりの場となる研修会を年3回開催している。昨日は、ネットワークを形成するにはどうしたらいいのか、ネットワーク上ではどういうことに留意したらいいのかをテーマに開催したところである。そのような場を中心になって作っているのが、若者支援コーディネーターである。

また、まだ件数は少ないが、様々な支援機関からこういう若者がいるがどうしたらいいだろうかという相談に対して、一緒に考えたり、つなぎ先を紹介したり

といった機能がある。今後さらに充実していきたいと考えている。

(浅井委員)

追加で伺いたい。資料1-2の17の立ち直り支援について、これは社会や企業側の受け入れ体制や理解がないとなかなか難しいのではないかと。国もしっかり取り組んでいるが、立ち直りにはやはり仕事に就くことが重要である。県がどこまでそういったことに取り組めるのか。立ち直らなくてはという気持ちがあっても、世の中が犯罪歴のある人を受け入れられないという両者間の溝に今後どう取り組んでいくのか、考えを伺いたい。

(青少年課長)

資料1-2の17は、当課で実施している「青少年セカンドチャンスの場づくり事業」である。取組に御協力いただける企業や団体に登録してもらい、当課でその情報を蓄積しておいて、例えば、非行少年の支援をしている団体から、少年に農園での作業体験やパンづくりの就労体験の希望があった時に、当課が仲介するという取組を行っている。当初は非行少年を対象としていたが、現在増えているのは、ひきこもり傾向の若者である。支援団体から連絡をいただき、本格的な就労の紹介ではなく、まずは体験してみるという趣旨でやっているものである。参加者からは、体験を通して「何かやれるかもしれない」という自信を持ったという声をいただくこともある。

立ち直りは理想だが、世の中の受け入れは難しい部分があるというのは委員の御指摘のとおりである。次期埼玉県青少年健全育成・支援プランの中では、新しい指標として「再犯防止に取り組む市町村の数」を新たな指標として設定した。ハードルの高い課題だが、立ち直りを支援していくためには周りの人たちの理解が大切であるため、その気運醸成を県・市町村で連携しながらやっていきたいと考えている。

(浅井委員)

更生を目指すのであれば、地道な取り組みが大事であると考えているので、よろしく願いしたい。

(堀田会長)

非行少年の立ち直りについて説明していただいた。他に御質問や御意見はあるか。

(森田委員)

若者支援コーディネーターについて、役割や資格、構成がわかるものがあれば教えていただきたい。

(青少年課課長)

現在1名である。特に何か資格があるということではないが、過去に若者支援に携わった経験のある方に若者支援コーディネーターになっていただいている。主な業務は、研修会の企画・立案や、支援機関と支援機関をつなぐ役割を担うことである。

支援者が具体的なケースに携わる中で、何か困ったことがあれば一緒に考えるというような機能を担っていただいている。

(森田委員)

会計年度任用職員ということだが、任期はどれくらいか。

(青少年課長)

基本的には1年単位の契約である。3年まで延長ができる。

(森田委員)

1人だけだと、その会計年度が終わった時の引き継ぎだとか、連続性を持った取組が難しいのではないかと思う。その辺りの対策についてはどう考えているか。

(青少年課長)

森田委員の御意見のとおり、そこは課題だが、予算上1人を確保するので今のところ手一杯という状況である。

現在、当課の担当の中の1人として入っていただき、そのグループにグループリーダーがいるので、もし引き継ぎが生じた場合には職員間で引き継ぐことで対応可能であると考えている。

(堀田会長)

もしよろしければ、次の議題に進みたいと思うがよろしいか。

(2) 議事2 青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について（審議）

事務局から資料2-1、2-2により説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋委員)

資料2-2の27ページ(5)不登校、高校中退に関して申し上げたい。

高校によっては、アルバイトをしないと高校が卒業できないというような生徒が多いことがあり、試験があっても試験勉強をすることができずに留年してしまう。進路選択に当たっての支援が重要だと考える。具体的な支援といってもお金のかかる方法は難しいと思うが、学校として何か支援ができるとよい。本人が乗り越えていけるような選択が必要だと思う。

もう1点、就職の話があったが、企業はいろいろとコストダウンをするなど余裕がないところだが、公共事業をする場合に条件を課すなどとすると採用数が増加するのではないか。

(青少年課)

1点目の高校生への財政支援について、まさしくお話のとおりである。教育の負担軽減のため、奨学金や就学支援金の制度を県としても用意しているところだが、学校に必要な費用と日常生活の費用の困窮という話も関わる話だと思う。福祉制度の活用も関係してくるが、制度があっても利用できていないケースもあると聞いているので、例えば学校のスクールソーシャルワーカーの活用なども考えながら対応していくことになるのではないかと考える。課題として認識させていただき、教育局とも情報共有していきたいと思っている。

2点目の就職の関係については、公共事業を受託する企業に対して条件を課すような制度を作ってはどうかという御提案をいただいた。入札制度について正確に把握していないため、現時点では御意見として承らせていただく。

(森田委員)

資料2-1の7と8にある「規律ある態度」という言葉に対してかなり違和感があるとの意見が寄せられている。私は、「規律ある態度」は別におかしくはないのではないかと考えている。「規律」に違和感があるのか、「態度」に違和感があるのか、またはそれを強制することに違和感があるのか、御意見の趣旨はわからないけれども、違和感を強く感じるという意見があるなら、他の言葉があればそれを選択することも考えた方がいいのではないかとと思う。

次に、資料2-1の子供食堂のところで結構厳しい意見があったが、私は子供食堂はここまでの役割ではなく、安心・安全を与える場所としての一つの選択肢として、家庭ではない子供食堂が存在すると思っていた。子供食堂には意味があると思うけれども、そこまで子供食堂に背負わしてしまっているのかと、少し驚いた。

次に、「20歳未満」の記述について、法律家として指摘しなかったのは申し訳ない。

それから、「孤独・孤立」についてはどこから出てきた言葉なのか。抽象的で捉え方が多様だと御自身たちが認めているが、やはりそういうことからいろいろな意見が出てきたのではないかとと思う。

最後に、発達障害の定義について、どこから引用しているのか教えてもらいたい。発達障害者支援法とはまた違う定義だが、さいたま市のものを見ても同じ定義を引用している。資料2-2「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（案）」の26ページの脚注の20では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。」となっている。厚労省が施策のときに引用する定義とも違うし、法律上の定義とも若干違うし、誰が使い始めたのかと気になっている。もしわかったら教えてもらいたい。

（堀田会長）

規律ある態度、子供食堂、孤独・孤立と、今の発達障害の定義の4点について、事務局から願います。

（青少年課長）

まず1点目、規律ある態度については、御指摘のとおり、この名称が違和感を与えてしまうという部分があるかと思う。中身は、例えば時刻を守るであるとか、身の回りの整理整頓をする、進んで挨拶や返事をする、丁寧な言葉遣いをする、学習の決まりを守る、学習の準備をする、生活の決まりを守る、掃除美化活動をするなど、そういったものを「規律ある態度」としている。中身を説明するとなるほどという感じがするが、実は教育の方で長年実施している取組であり、規律ある態度の達成目標という形でやってきているので、この名前を変えるのは難しい。おそらく意見をくださった方も中身を具体的には御存じではないのではないかと思うので、大変申し訳ないが、このような形で取組としては進めさせていただきたいと考えている。規律ある態度の中身については、我々としては社会で生活していく上で子供たちにはぜひ身につけてもらいたいものであると考えているところである。

2つ目については、子供食堂はもともと貧困対策という要素が強かったと聞いている。今はそうではなく、困窮世帯の子だけが来る場所だと、そこに行くことのハードルが高くなってしまったため、今は、その地域の子供たちの居場所という形での整理がされているところである。

いただいた意見の中には、民間NPOの方々の力を借りなくてはならないのは行政の怠慢だという大変厳しい御意見もいただいているところだが、子供・若者を健全に育てていくためには、行政であろうが民間であろうがそういったことは問わずに、取り組んでいくことが重要だと考えている。子供食堂さんには、今そういう形で進んでいるし、活動されてる方もおそらくそういう認識で一生懸命やっただいただいていると思うので、この取組を県としてもぜひ進めていきたいと思っているところである。

3つ目の「孤独・孤立」についてだが、実は「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」のベースには国の子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱があり、その中に孤独・孤立が出てくる。国の方でも今、孤独・孤立が社会的な課題だと言われており、県の方でも、官民連携のプラットフォームを作っていこうという取組が始められているところである。様々な課題、困難の共通するベースに孤独・孤立というのはあると思うので、我々としてもそこを意識しながら取り組んで参り

たい。

ただ、御意見をいただいて修正したとおり、孤独・孤立の感じ方というのは、ひきこもっている人たちだけが孤独・孤立なのかというとは決してそうではなく、社会的なつながりがある中で生活しているように見えても、孤独・孤立を抱えている方もいると思っているので、そういった部分を課題として追記したのが先ほどの修正である。今後の対策については、取組を進めていく中で考えて参りたい。

最後に発達障害の定義についてだが、出典に関する情報が今手元にないため、確認の上御連絡させていただきたい。

(森田委員)

とてもよくわかった。

(堀田会長)

他に意見はあるか。

(青砥委員)

子供食堂の話が出たが、私たちの団体も貧困が背景にある子供たちを支える取組をしており、活動の持続性や包括的な支援を考えると、地域参加はとても重要であると思っている。子供食堂で地域の方々が一緒に取り組み、地域にたくさんそういった居場所があるということはとても大事である。

ただ、そういった活動を継続していく、あるいは下支えしていくという法制度がないため、活動の継続にはとても苦勞する。私たちも財政的な面で非常に苦勞している。民間団体と行政と一緒に取り組んで、そこに地域の皆さんも参加するということが非常に大事である。

先ほど就労体験について話があったが、貧困対策には出口の確保が重要である。居場所活動や子供食堂で子供たちにリーチする入口のところと、その先どうやって社会参加を促していくかという出口をいかに作っていくか。

先ほど話のあった企業の協力をどう得るかについてだが、私たちは地域の方々と協働して子供・若者を支えていく仕組みをつくれなかと、さいたま市見沼区堀崎で「堀崎プロジェクト」に取り組んでいる。この取組では民間の助成金を得て就労支援を行っている。企業にお願いして就労体験やサポート企業という形で協力を受けているが、協力企業探しには苦勞している。

そこで、プラットフォームについては埼玉県の方でも一生懸命取り組んでいて私もメンバーとして参加しているが、そのような場で企業とのマッチングができたり、企業に若者たちがどういった困難を抱えているか理解していただく機会にしたり、あるいは、民間団体が伴走支援をしていく際に、企業とマッチングした後も一緒に取り組めるような仕組みがあるととてもよいと思う。

最後にもう一つ、「青少年セカンドチャンスの場づくり事業」は、私たちさいたまユースサポートネットでも取り組ませていただいていた。家族がいなくて高校生年代から1人で暮らしていた女性が、最後は公務員試験を受けて自立するというサポートをこの事業でさせていただくなど、多くの若者のステップアップにつながり、とてもありがたかった。感謝する。

(堀田会長)

貧困対策における民間と行政の連携、就労支援における出口の確保というお話だったが、コメントがあればお願いしたい。

(青少年課長)

まず一つ目の行政と民間が一体となって取り組んでいくことが大切だという御意見をいただき感謝する。我々としても大変心強く思っており、これからもやはりそのような形でやっていくべき時だと思っている。連携してぜひ取り組ませていただきたい。

就労の出口について、これもお話のとおりで、御指摘いただいた辺りが課題としてあると思っている。

なかなかこうすればよいという簡単な答えが出るものではなく、また個々の方の事情によってケースバイケースというところがあると感じており、柔軟に対応できるような仕組みづくりをこの後進めていけたらと考えているので、引き続きさいたまユースサポートネットさんとはいろいろ情報交換させていただきたい。

(堀田会長)

民間と行政のタイアップということで心強く思う。

他に御質問等はいかがか。

(浅井委員)

3点ほどあるが、1点は森田委員が質問してくれたので、確認だけしたい。

規律ある態度については、子供のうちに、これをきちんと身につけておかないと大人になっても時間にルーズだとか挨拶ができないとか、この埼玉県内だけではなく、日本全国でも、国際的に見ても、今のようないい人が身につけていない人は活躍の場を自ら摘んでいるという心配があるので、自信を持って発信していいと思う。こういうことは家庭でやるべきことだとは思いますが、今はそのような時代ではないので、行政でできることについて徹底していってもらいたいと思う。これは要望である。

次に、児童虐待とヤングケアラーについて伺いたい。今朝の新聞に本県では児童虐待が高止まりになっていると掲載されていた。今後、このプランに基づいてどう取り組んでいくのか。

次にヤングケアラーについても今朝の新聞に掲載されていた。子供たちが、1人で家族の世話や食事を用意するなどしている。今増えているということで、国も本腰を入れている。私はこの条例を作ったメンバーの一人だが、埼玉県のよりよいケアラー支援に必死で取り組んできているので、プランとしていいものが完成すると思う。事務局には、それに向かって取り組む姿勢についてまず聞いておきたい。

(青少年課長)

規律ある態度について応援の言葉として受け止めさせていただいた。県としてももしっかり取り組みを進めていきたい。

児童虐待とヤングケアラーの件について、浅井委員のお話のとおり、今重要な課題になってきている。児童虐待についてはもともと課題としてあり、ヤングケアラーについてはここ数年、課題として顕在化してきた。

児童虐待の関係については児童相談所等を中心に通報を受けた後の対応をしているところだが、学校や警察などとしっかり連携を組んで対応していくことが重要である。所管は福祉部であるため、この計画の中でもしっかり連携しながら取組を推進して参りたい。

ヤングケアラーについては、ケアラー月間での普及啓発や、県民向けの啓発リーフレットの作成、新聞報道もあって、知られてきてはいるが、まずはそういう子供たちがいることを広く社会で共通認識を持って、どういう取組や支援が必要なのかということのをこれから進めていくことが必要だと思う。福祉部とも連携しながら、この計画の中で進めていければと思う。

(阿久戸委員)

質問としてではなく、参考の意見として申し上げる。

最初の議題で取組状況について説明があったが、私はこの方向でよろしいのではないかと思っている。

資料2-1の中で厳しい意見があったということだが、私自身としては、Cの「案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの」に注目している。計画の言葉よりも、むしろ今後どうやっていくかというところがポイントになるかと思っている。予算の要求が厳しくて若者支援コーディネーターを1人しか設置できないというお話もあったが、確かに経済対策優先の中、青少年の未来のためという施策はどうしても予算の確保が難しい。驚いたのが、先ほどの報告の中で、資料1-2の例えば23番の「埼玉子供支援ネットワーク事業」の予算は、17万9,000円である。これは全県で17万9,000円ということ。もし、子供食堂の支援を埼玉県が全県対象に実施したらとんでもない予算額になってしまい、実施は難しいと思う。やはり各地域に必要なことは各地域の人たちにやってもらって、そこに地域で予算を付ければ何百万も必要なくて、少しの予算でできるということがいろいろあるのではないかと思う。全県で17万円では少ない。子供食堂のことや青砥委員のおっしゃる継続支援が難しいというのは、恐らく全県各地域で皆さんが抱えている課題だと思う。そこに取り組んでいくことが、ひきこもりを防ぎ、自立して就職して税金を納めてもらう本当の経済対策なんだと私は思っている。そこをぜひ主張して予算獲得をぜひ頑張っていたきたい。

(堀田会長)

今後のこととして、予算の獲得を効果的な支援につなげていくことを是非ともよろしく願いたい。

(青少年課長)

ぜひ財政当局に聞いていただきたい応援のお言葉をいただいたと思う。

本当に予算が厳しいところであり、民間のNPOの活動資金まで手がちゃんと届かないのが現状である。その限られた中で、少しでも青少年、子供・若者に光があたって、将来を担う財産なんだと、子供たちが次代を担う宝物なんだというところを強く打ち出して話をしていきたい。

引き続き応援いただければと思う。

(堀田会長)

次代からの要望ということでもあると思うので、よろしくお願ひしたい。
終了時間が近づいているが、他にどうしてもこれはというものがあれば伺いた
い。

(金子委員)

提案させていただければと思う。

資料2-2の27ページの不登校・高校中退のところについて、県と市町村との連携がもう少しまくいけば、救える高校中退者はたくさんいると感じている。

児童福祉の相談はかなり充実しているが、義務教育が終わるところのつなぎは高校によって温度感が違っている。子供自身も自分が今まで小中学校としてきた相談内容について、高校では知られたくない、リセットしてスタートしたいという希望がある場合もあるが、義務教育から高校の間で、例えば、困ったときにはまず市町村に戻してみようなどのうまくつながるような仕組みづくりをしていた
だくとありがたいと思う。

当方ではユースソーシャルワーカーが都立の定時制の学校に常駐するとともに、他の高校も巡回し、そういうつなぎを担う方が個人のケースに寄り添っていくような形をとっている。中退は決して怠慢ではない。個々の事情で、本人に実力があるにもかかわらず、自暴自棄になったり意欲が低下したりして落ちていく子が本当にたくさんいる。そこを救っていくような仕組みづくりを、県の方からも言
ってくださると区市町村も一緒にチームとしてやれるので、お互い連携していけたらいいと思って提案させていただいた。

(森田委員)

高校に入学させるためには出席日数が少ないなどネガティブな情報を記録に残したくないから、卒業する時にそういった情報を消して、どうにかして高校に行かせようという動きがある。私も弁護士として業務で何件も経験している。そのように制度からこぼれた子を支えることも必要である。しかし、ネガティブな情報が存在すると次の進路に影響してしまうという、そもそもその制度自体どうなのかというところもある。

(堀田会長)

県と市町村のつなぎと、15歳から高校に上がる時の移行も含めて、コメントがあれば願ひする。

(青少年課長)

まさしく御指摘いただいたところについて課題だと思っている。

昨日の「若者支援のためのネットワークづくり研修会」でも、高校のスクールソーシャルワーカーをやっている方から、高校を退学してしまった後はもう我々は手を出せない、関係が切れてしまうとゼロからつなぎ直すのはとても難しいんだという話があった。関係が切れる前から次につながる支援のところとの連携が図れるような仕組みがぜひあるといいという意見もいただいている。

なかなか難しいところもあるが、そういう課題があるのは承知をしているので、今後の取組の中で、ぜひ我々も対応を考えたいと思っている。

それから、森田委員からお話があった、そもそも高校に入ってくる段階でリセ

ットされ、個人情報を渡さないでほしいというような話が学校現場にあると聞いたことがある。そういった場合も、中学校の先生が事前に高校訪問して情報交換をするという取組も聞いているので、教育局の方に状況を確認しつつ、その子のためになるような取組をどうやればいいのか、生徒指導課とも話してみたいと思う。

金子委員がおっしゃるとおり、高校と市町村との連携も非常に大きな課題だと思っているので、取り組んでいくことができればと思っている。

(金子委員)

都立高校を退学したあと2年間はスクールソーシャルワーカーがその子のために動けるという制度になっており、かなり潤滑油的に機能してくださっているので、参考までに情報提供させていただく。

(堀田会長)

福祉と教育と産業と、横串を刺すような審議会で、重要な御意見をいただいたと思う。

時間が来ているので、もし他に御意見等がないようであれば、本年度第1回の審議会で諮問のあった、次期埼玉県青少年健全育成・支援プランについては、事務局案のとおり、知事に答申することとしたいと思うが、それについてはよろしいか。

(異議なし)

(堀田会長)

それでは異議なしのとのことなので、知事に答申することとする。
なお知事への答申については、後程私から提出させていただく。

以上